

いわき市震災メモリアル検討会議の運営について（案）

1 会議の公開

(1) 公開・非公開について

会議は原則公開とする。ただし、次の場合には、委員長が委員に諮り、非公開とすることができる。

また、当会議については、広く協議経過を市民の方にお知らせする観点から、発言内容について議事要旨を毎回作成し、市ホームページでも公表する。

その際、委員名については、「委員」と表現し、匿名化することで、委員の発言が制約を受けないようにする。

ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合

イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合

ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。

2 議事録の作成

(1) 議事録は、事務局であるいわき市行政経営部秘書室ふるさと再生課で作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

ア 開催年月日、開会及び閉会時間

イ 出席委員の氏名

ウ 説明のために出席した市職員の職氏名

エ 議事の経過

オ その他必要な事項

3 議事要旨の署名

議事要旨への署名については、議事要旨の公開を円滑に行う観点から、名簿順の持ち回り制とし、毎回2名の方にお問い合わせすることとする。

検討会議を傍聴される皆様へ

いわき市震災メモリアル検討会議の

傍聴にあたって守っていただく事項

会議を円滑に運営するため、検討会議を傍聴する際は、
次の事項をお守りくださるよう、ご協力をお願いします。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙はしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。